

請求の範囲

- [請求項1] 廃棄すべき使用済プレイングカードを収容して廃棄するための使用済プレイングカードの廃棄箱であって、
- 前記使用済プレイングカードを前記廃棄箱内に挿入するためのスリットを備え、
- 紙あるいはプラスチック材料で構成され、前記使用済プレイングカードを内包した状態で前記使用済プレイングカードとともに廃棄される、使用済プレイングカードの廃棄箱。
- [請求項2] 前記廃棄箱は、プレイングカードのゲームテーブルに設置して用いられ、
- 前記スリットは、前記廃棄箱が前記ゲームテーブルに設置されたときに、前記ゲームテーブルの上面と同じ高さ又は前記ゲームテーブルの上面より高い位置に位置する、請求項1に記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。
- [請求項3] 前後面または左右側面の少なくとも1面に、内包した使用済プレイングカードの量を確認するための覗き窓が設けられた、請求項1又は2に記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。
- [請求項4] 複数の前記覗き窓が設けられ、前記複数の覗き窓の各々は、内包した使用済プレイングカードの取出しができないサイズである、請求項3に記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。
- [請求項5] 前記複数の覗き窓は、前記使用済プレイングカードが前記廃棄箱内で積み上げられる方向に並んで列をなし、前記列が収容される各使用済プレイングカードの平面方向に複数並んでおり、隣り合う列の前記覗き窓は互い違いに設けられ、内包した各々の使用済プレイングカード1aがいずれかの前記覗き窓から常に視認できる、請求項4に記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。
- [請求項6] 前記覗き窓が設けられた面にはさらに、内包されている前記使用済プレイングカードの数量を示すガイド表示が付された、請求項3ない

し 5 のいずれかに記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。

[請求項7] 収容されている少なくとも 1 枚の前記使用済プレイングカードを視認するための覗き穴が上面に形成されている、請求項 1 ないし 5 のいずれかに記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。

[請求項8] 前記使用済プレイングカードを内部に所定枚数挿入した後に、前記スリットを封印するスリットカバー又はシールを備えた、請求項 1 ないし 7 のいずれかに記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。

[請求項9] 前記使用済プレイングカードのセット毎に異なる ID を表す印字もしくはバーコードが付与された、請求項 1 ないし 8 のいずれかに記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。

[請求項10] 前記スリットカバーにはさらに、封印後に前記スリットカバーの開閉を制限するシールの貼付位置が明示された、請求項 8 又は 9 に記載の使用済プレイングカードの廃棄箱。